五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして国税局長が課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び資料調査第四課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千四百十二人以内を置く。

2　［略］

（管理運営課の所掌事務）

第四百八十八条　管理運営課は、次に掲げる事務（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、機動課、国税訟務官室及び納税管理官、関東信越国税局にあっては、機動課及び納税管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～九　［略］

十　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

十一　［略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官五百三十七人以内を置く。

2　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千四十八人以内を置く。

2　［略］

五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）で、処理困難なものとして国税局長が課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び資料調査第四課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千四百九人以内を置く。

2　［同上］

（管理運営課の所掌事務）

第四百八十八条　管理運営課は、次に掲げる事務（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、機動課、国税訟務官室及び納税管理官、関東信越国税局にあっては、機動課及び納税管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～九　［同上］

十　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理に関すること。

十一　［同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官五百三十五人以内を置く。

2　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千四十五人以内を置く。

2　［同上］

（課税総括課の所掌事務）

第五百二十五条　課税総括課は、次に掲げる事務（資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～七　［略］

八　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

十　［略］

（資料調査課の所掌事務）

第五百三十条　資料調査課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～五　［略］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、沖縄国税事務所長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住

（課税総括課の所掌事務）

第五百二十五条　課税総括課は、次に掲げる事務（資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～七　［同上］

八　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）で、沖縄国税事務所長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

十　［同上］

（資料調査課の所掌事務）

第五百三十条　資料調査課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～五　［同上］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）で、沖縄国税事務所長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）で、処理困難